

医師支援推進室規則の一部を改正する規則・規程をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也
 岩手県医療局長 遠 藤 達 雄

岩 手 県 規 則
 岩手県医療局管理規程 第1号

医師支援推進室規則の一部を改正する規則・規程
 医師支援推進室規則（平成18年 岩手県規則 第1号）の一部を次のように改正する。
 岩手県医療局管理規程

改正前	改正後																												
<p>(医師支援推進監)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 医師支援推進監は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、<u>当該事務に関し</u>、その職務を代理する。</p> <p>(主任主査)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(主査)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>(主任)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(副主幹及び技術副主幹)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>(主事)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>(代決)</p> <p>第11条 決裁権者が不在のときは、次の表に掲げる決裁権者の区分に従い、第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">決裁権者</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">代決権者</th> </tr> <tr> <th style="width: 35%;">第1順位者</th> <th style="width: 35%;">第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>医療局次長</td> <td>室長</td> <td style="text-align: center;"><u>当該事務を担当する</u> 医師支援推進監</td> </tr> <tr> <td>室長</td> <td style="text-align: center;"><u>当該事務を担当する</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]			医療局次長	室長	<u>当該事務を担当する</u> 医師支援推進監	室長	<u>当該事務を担当する</u>		<p>(医師支援推進監)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 医師支援推進監は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(医師支援推進担当課長)</u></p> <p>第6条 医師支援推進室に医師支援推進担当課長を置く。</p> <p>2 医師支援推進担当課長は、<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の事務を掌理する。</u></p> <p>(主任主査)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>(主査)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(主任)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>(副主幹及び技術副主幹)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>(主事)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>(代決)</p> <p>第12条 決裁権者が不在のときは、次の表に掲げる決裁権者の区分に従い、第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">決裁権者</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">代決権者</th> </tr> <tr> <th style="width: 35%;">第1順位者</th> <th style="width: 35%;">第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>医療局次長</td> <td>室長</td> <td style="text-align: center;">医師支援推進監</td> </tr> <tr> <td>室長</td> <td style="text-align: center;">医師支援推進監</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]			医療局次長	室長	医師支援推進監	室長	医師支援推進監	
決裁権者		代決権者																											
	第1順位者	第2順位者																											
[略]																													
医療局次長	室長	<u>当該事務を担当する</u> 医師支援推進監																											
室長	<u>当該事務を担当する</u>																												
決裁権者	代決権者																												
	第1順位者	第2順位者																											
[略]																													
医療局次長	室長	医師支援推進監																											
室長	医師支援推進監																												

	医師支援推進監	
医師支援推進監	<u>室長があらかじめ指定する職員</u>	

(専決)

第12条 医師支援推進室の分掌事務について、室長及び医師支援推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

- (1) [略]
- (2) 職員の事務分担に関すること。
- (3) 医師支援推進監の休暇その他の服務及び職員の服務に関すること。
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) 設計額1億5,000万円以上5億円未満の工事の執行に関すること。
- (7) 設計額5億円以上の工事の予定価格の作成に関すること。
- (8) 室の事務に係る重要な許可、認可、免許、承認その他の申請に対する処分に関すること（知事の権限に属する事務に限る。）。
- (9) 重要な照会、回答、報告、通知、届出、通達、調査、申請等（これらの受理を含む。以下同じ。）に関すること（知事の権限に属する事務に限る。）。
- (10) [略]
- (11) 工事の完成検査及び補助事業の検査に関すること（知事の権限に属する事務に限る。）。
- (12) 1件の金額1億5,000万円以上の契約（工事の執行に係るものを除く。）に係る事業の施行及び予定価格の作成に関すること（知事の権限に属する事務に限る。）。

(13) [略]

(14) [略]

医師支援推進監専決事項

- (1) [略]
- (2) 室長が指定する職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (3) 室長が指定する職員の休暇に関すること。

医師支援推進監	<u>医師支援推進担当課長</u>	
医師支援推進担当課長	<u>室長があらかじめ指定する職員</u>	

(専決)

第13条 医師支援推進室の分掌事務について、室長、医師支援推進監及び医師支援推進担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

- (1) [略]
- (2) 医師支援推進監の休暇その他の服務に関すること。
- (3) [略]
- (4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

医師支援推進監専決事項

- (1) [略]
- (2) 職員の事務分担に関すること。
- (3) 医師支援推進担当課長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (4) 医師支援推進担当課長の休暇その他の服務及び職員の服務に関すること。

- (4) 職員の軽易な服務に関すること。
- (5) [略]
- (6) 軽易な広報宣伝の実施に関すること。
- (7) 各種行政資料統計等の作成、収集又は配布に関すること。
- (8) 軽易又は定例に属する告示、公告等に関すること。
- (9) 照会、回答、報告、通知、届出、通達、調査、申請等に関すること。
- (10) 事実の証明に関すること。
- (11) 文書の開示の決定に関すること。
- (12) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること。
- (13) 許可、認可、免許、承認その他の申請に対する処分に関すること（知事の権限に属する事務に限る。）。
- (14) 室長が指定する職員の宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること（知事の権限に属する事務に限る。）。
- (15) 免許証、証明書、証書、鑑札及び証票の交付及び書換えに関すること（知事の権限に属する事務に限る。）。
- (16) 委員会、審議会、協議会等の庶務に関すること（知事の権限に属する事務に限る。）。
- (17) 契約履行確認のための検査員を命ずること（知事の権限に属する事務に限る。）。
- (18) 設計額1億5,000万円未満（設計変更の場合は、変更後の設計額2億円未満）の工事の執行に関すること（知事の権限に属する事務に限る。）。
- (19) 1件の金額1億5,000万円未満の契約（工事の執行に係るものを除く。）に係る事業の施行及び予定価格の作成に関すること（知事の権限に属する事務に限る。）。

(5) [略]

(6) 医師支援推進担当課長の宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること（知事の権限に属する事務に限る。）。

(7) 設計額1億5,000万円以上5億円未満の工事の執行に関すること。

(8) 設計額5億円以上の工事の予定価格の作成に関すること。

(9) 室の事務に係る重要な許可、認可、免許、承認その他の申請に対する処分に関すること（知事の権限に属する事務に限る。）。

(10) 重要な照会、回答、報告、通知、届出、通達、調査、申請等（これらの受理を含む。以下同じ。）に関すること（知事の権限に属する事務に限る。）。

(11) 工事の完成検査及び補助事業の検査に関すること（知事の権限に属する事務に限る。）。

(12) 1件の金額1億5,000万円以上の契約（工事の執行に係るものを除く。）に係る事業の施行及び予定価格の作成

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

(24) [略]

(25) [略]

(26) [略]

(27) 第24号及び前号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為（雑費（医療事故又は公務災害に係るものに限る。）及びその他雑損失のうち寄附金の支出に係るものを除く。）をすること（医療局長の権限に属する事務に限る。）。

(28) [略]

(29) 第25号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること（医療局長の権限に属する事務に限る。）。

(30) [略]

に關すること（知事の権限に属する事務に限る。）。

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) 第17号及び前号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為（雑費（医療事故又は公務災害に係るものに限る。）及びその他雑損失のうち寄附金の支出に係るものを除く。）をすること（医療局長の権限に属する事務に限る。）。

(21) [略]

(22) 第18号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること（医療局長の権限に属する事務に限る。）。

(23) [略]

医師支援推進担当課長専決事項

(1) 室長が指定する職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に關すること。

(2) 室長が指定する職員の休暇に關すること。

(3) 職員の軽易な服務に關すること。

(4) 軽易な広報宣伝の実施に關すること。

(5) 各種行政資料統計等の作成、収集又は配布に關すること。

(6) 軽易又は定例に属する告示、公告等に關すること。

(7) 照会、回答、報告、通知、届出、通達、調査、申請等に關すること。

(8) 事実の証明に關すること。

(9) 文書の開示の決定に關すること。

(10) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に關すること。

(11) 許可、認可、免許、承認その他の申請に対する処分に関すること（知事の権限に属する事務に限る。）。

(12) 室長が指定する職員の宿直勤務命令及び日直勤務命令に關すること（知事の権限に属する事務に限る。）。

(13) 免許証、証明書、証書、鑑札及び証票の交付及び書換えに關すること（知事の権限に属する事務に限る。）。

(14) 委員会、審議会、協議会等の庶務に關すること（知事の権限に属する事務に限る。）。

<p>2 [略]</p>	<p>(15) <u>契約履行確認のための検査員を命ずること（知事の権限に属する事務に限る。）。</u></p> <p>(16) <u>設計額 1 億5,000万円未満（設計変更の場合は、変更後の設計額 2 億円未満）の工事の執行に関すること（知事の権限に属する事務に限る。）。</u></p> <p>(17) <u>1 件の金額 1 億5,000万円未満の契約（工事の執行に係るものを除く。）に係る事業の施行及び予定価格の作成に関すること（知事の権限に属する事務に限る。）。</u></p> <p>(18) <u>その他前各号に準ずる事項</u></p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則・規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。